

## 日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況について

### 労働災害発生状況

平成19年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	6 (+5)	335 (+11)	2 (+2)	21 (-8)
建設業	1 (-2)	135 (+6)	0 (±0)	11 (+1)
運輸・貨物業	2 (+2)	150 (-12)	0 (±0)	10 (-4)
その他の業種	2 (-7)	352 (-37)	0 (±0)	22 (-4)
合計	11 (-2)	972 (-32)	2 (+2)	64 (-15)

( )内は前年同期との差

### 交通労働災害発生状況

平成19年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	1 (+1)	2 (-3)	1 (+1)	1 (±0)
建設業	0 (-1)	2 (-1)	0 (±0)	0 (±0)
運輸・貨物業	2 (+2)	20 (+3)	0 (±0)	2 (+1)
その他の業種	1 (-1)	46 (-2)	0 (±0)	4 (+1)
合計	4 (+1)	70 (-3)	1 (+1)	7 (+2)

( )内は前年同期との差

## 派遣労働者に対する特殊健康診断の実施について

**Q** 当社では、派遣労働者を受け入れており、日常的に有機溶剤業務やアーク溶接作業等を行わせています。各種健康診断は、派遣会社に任せており、特段の管理をしていませんが、法的に問題ないでしょうか？

**A** 労働基準法や労働安全衛生法では、大部分の各種措置義務を、労働者と直接雇用関係にある使用者や事業者にかかっています。そこで、本件のような派遣労働の場合、受入企業（派遣先）と派遣労働者の間には、雇用関係がないことから、受入企業には、労働基準法若しくは労働安全衛生法等について特段の法的義務はないのではないかと、有害業務に係る特殊健康診断を含め労務管理は全て派遣会社に任せておけばいいのではないかと、思われかも知れません。

しかし、派遣労働者は、受入企業で、受入企業の担当者の指示のもとに就労するのが一般的であり、派遣会社においては、作業実態に応じてきめ細かな対応を行うことが困難となるのが実情です。そこで、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という）では、労働基準法、労働安全衛生法等の一部については、受入企業を派遣労働者の使用者、事業者とみなし、受入企業側にその措置義務を課す旨を定めております。これは、労働者派遣法第44条から47条の2に規定されており、「労働基準法等の適用に関する特例」とされています。この特例により、本題に掲げた有害業務に係る特殊健康診断については、その実施義務が、派遣会社ではなく、受入企業側に課せられることとなります。自社の労働者に対する有機溶剤健康診断、じん肺健康診断等は漏れなく実施していても、派遣労働者に関しては、受診対象になっていないケースが見受けられますので、改めてご留意いただくようお願いいたします。なお、雇入時や定期的な一般健康診断等については、特例適用とはならず、原則どおり、派遣会社が実施することとなります。